

救急医療情報システムの見直しについて

1 見直しの概要

本システムについては、運用開始以降、大幅な見直しを行っておらず、さらに現行システムの主要機能である「(1) 救急応需情報提供」については、仙台医療圏を対象とする救急搬送情報共有システム（平成31年4月運用開始）と機能重複があることから、現行のシステムの機能全体の見直し検討を行った。

なお、検討にあたっては、利用状況及び機能を廃止した場合の支障等について、システム参加機関191施設に対して令和元年7月にアンケートを行った（令和2年3月に一部機関に対して、追加アンケートを実施）。

2 今後の方向性について

現行の救急医療情報システムについて、アンケート等により利用状況や廃止した場合の不具合、機能の代替性等について確認・検討をした結果を総合的に勘案し、R3年度をもって廃止とすることとした。

ただし、「医療機能情報提供システム（みやぎのお医者さんガイド）」については、医療法（第6条の3）において、都道府県知事は、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報公表することが定められているため、機能を存続させる必要があり、後継システムの構築等が必要となる。

また、現在、広域災害救急医療情報システム（EMIS）と自動共有されている「災害時救急医療情報提供機能」についても廃止となるため、令和4年度以降はEMISのみでの運用となる（関係機関には令和3年度に通知を行う予定）。

3 スケジュールについて

(1) 令和4年3月末まで

現行の救急医療情報システムについて、運用を行う。

(2) 令和4年4月以降

医療機能情報提供（みやぎのお医者さんガイド）システムについて、新システムで運用を開始する。

なお、現在、厚生労働省において構築を行っている全国統一システムが令和6年1月より運用開始予定となっているため、それ以降は国システムに移行を行う。